

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第40条の7の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第40条の8 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1と
する。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1と
する。

附則第10条の2中第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1と
する。

12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2と
する。

附則第21条中「若しくは第42項」を「、第42項、第44項若しくは第45項」
に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第40条の8の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提出理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、企業主導型保育事業等に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。